

○福島市都市計画審議会会議運営規則

昭和四十四年十一月四日

規則第二十八号

(趣旨)

第一条 福島市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議については、[福島市都市計画審議会条例\(平成十二年条例第二十号。以下「条例」という。\)](#)に定めるもののほか、この規則による。

(招集)

第二条 審議会の招集通知は、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に対し、開会の三日前までに会議事項を付して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更に期日を短縮することができる。

(参集)

第三条 委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員は、会長の招集に応じ通知された日時及び開催場所に参加しなければならない。

2 出席することのできない委員にあつては、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、[条例第三条第一項第三号](#)につき委嘱され、又は任命された委員にあつては委任状をもつて代理人を出席させることができるものとする。

(議席の決定)

第四条 委員の議席は、抽選によつてこれを定め番号を付する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の議席は、前任者の議席番号とする。

(議長)

第五条 審議会の議長は、会長がこれにあたる。

(議事の整理)

第六条 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理して会議を総理する。

(発言の許可)

第七条 会議において発言しようとするものは、議長の許可を受けなければならない。

(退場の承認)

第八条 委員が開会中退席しようとするときは、その理由を告げ、議長の承認を受けなければならない。

(審議の方法)

第九条 議案の審議は、幹事が議案の概要を説明した後、委員がその議案について討議し、表決に付することによつて行う。

2 提出議案について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第二項又は[条例第一条の二第一号](#)の規定による意見書の提出がある場合は、議案の表決に先立つて、意見書の採決、不採決について表決しなければならない。

(表決の方法)

第十条 議長は議案ごとに表決の結果について宣告しなければならない。

(意見の聴取)

第十一条 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員及びその他の者
に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(臨時委員又は専門委員)

第十二条 議長は、必要と認めるときは、臨時委員に対し、特別の事項について審議させることができる。

2 議長は、必要と認めるときは、臨時委員及び専門委員に対し、審議会の会議事項について、あらかじめ調査させることができる。

3 前項の場合において、議長は、臨時委員及び専門委員に対し、その調査結果を次の審議会の会議において、報告させなければならない。

(議事録)

第十三条 審議会は、その議事について議事録を作らなければならない。

2 議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、審議会において定めた二人以上の委員が署名しなければならない。

3 議事録の作成には幹事があたる。

(常務委員会)

第十四条 常務委員会の委員長は、審議会の会長がこれにあたる。

2 常務委員会の会議については、[第二条](#)から[第十一条](#)まで及び[第十三条](#)の規定を準用する。

(庶務)

第十五条 審議会及び常務委員会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第一五号)

この規則は、平成三年五月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一一号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一八号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。